

財政援助団体等に対する監査結果の公表について

令和 7 年 1 月 18 日

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 古 宮 郁 夫

監査委員告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等に対する監査を実施した結果を、別紙のとおり公表する。

実施期日 令和7年12月18日（木）  
午後1時30分から午後2時54分

実施団体 瑞穂町精神障害者地域活動支援センターひまわり

場所 瑞穂町精神障害者地域活動支援センターひまわり内

関係者立会人 瑞穂町会計管理者 池田 朋代

### 監査の主眼及び方法

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、所管課及び財政援助団体から関係書類の提出を求め、その後、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査並びに説明聴取を実施した。

- （1）事業の執行及び運営が適正に行われているか。
- （2）委託料の管理運営、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- （3）出納関係の諸帳簿の整備は適正に行われているか。
- （4）出納事務は適切に行われているか。

### 監査の結果

今回の監査の結果、委託料の管理運営、会計経理に関する事務事業は、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

今回の監査を実施したなかでは、事業は補助対象事業以外へ流用することなく適切に実施され、一定の成果を上げていることが確認

できた。また、帳票類も適正に整備されていた。

今後も、適切な施設の管理・運営に努力されることを望む。

以上